

プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の 生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行うプロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0021 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0021**による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条 5**に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- 当該生産荷口に係る生産方法が**JAS 0021**の**箇条 4**に適合するものであること

5 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の管理記録

管理記録に記載すべき事項を次に示す。

- 生産行程における区分管理に関する事項
生産行程における区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - バイオマス及びバイオマス由来の資材の区分管理
 - 培養液の区分管理
 - 農産物の区分管理
- 培地又は培養液中の微生物群の管理に関する事項
- 培養液中の無機養分の管理に関する事項
培養液中の無機養分の管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 無機養分のうち、窒素成分を補う目的で施用した資材の管理
 - 無機養分のうち、リン、カリウム、カルシウム及びマグネシウム成分を補う目的で施用した資材の管理
 - 農産物の栽培に用いる容器に投入する培養液の調製管理

制定等の履歴

制 定 令和4年2月24日農林水産省告示第451号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年2月24日農林水産省告示第451号
令和4年3月26日から施行する。